

平成27年雇14号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）の規定による受給期間を経過しているため基本手当を支給しないとした処分（以下「法第20条不該当処分」という。）を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在のB会社を離職した。
- (2) 請求人は、平成〇年〇月〇日、公共職業安定所（以下「安定所」という。）に出頭し、雇用保険の受給資格の決定を求めた。請求人が離職票を持参していなかったため、同日、安定所長は、①離職日の翌日から1年間の受給期間を経過しているため受給資格を有しないこと、②地位保全のための裁判中であっても条件付給付ができること、③処分は離職票提出時に行うこと、④雇用保険審査請求制度の説明を行った。
- (3) 平成〇年〇月〇日、請求人が離職票を持参して安定所を訪れ、改めて受給資格の決定を求めた。これに対し、安定所長は、法第20条不該当処分を行った。
- (4) 請求人は、この処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対して審査請求を行ったが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、法第20条不該当処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 雇用保険の基本手当は、本来被保険者が失業した場合における短期的な失業の保護を目的としており、法第20条1項1号により、基本手当の支給を受けることができる期間（以下「受給期間」という。）は、原則として離職の日の翌日から起算して1年間に限られている。

(2) しかしながら、請求人は、地位保全の裁判中に基本手当の支給申請を行うと、解雇を認めることになるから、受給期間経過後であっても、裁判が確定した時点で、基本手当の支給申請を行うことが認められるべきである旨主張するので、以下検討する。

ア 法第20条1項1号は、期間の進行について特別の定めをしていないので、労働者が解雇の効力を争うために裁判の申立て等を行っても、基本手当の受給期間は進行し、1年間で満了するものと解される。

イ 本件のように労働者が解雇の効力を裁判所等において争う場合であっても、現実に労働者保護の必要性が大きいため、行政実務上、公共職業安定所長の判断において、暫定的に資格喪失の確認を行い、基本手当を支給することとしていることから、失業給付を受給しながら、裁判等で解雇の効力を争うことは可能となる。

受給期間が原則として1年間に限定されているのは、法の趣旨が短期的な失業の保護を目的としているためであるが、当該行政実務上の取扱いは、労働者保護の必要性を勘案したものであり、当審査会としても妥当なものと判断する。

ウ この点、請求人は、裁判が当事者間で確定した時点で、基本手当の支給申

請を行うことが認められるべきである旨主張するが、請求人の主張を認める法的根拠はなく、短期的な失業の保護を目的としている本条項の趣旨と矛盾するから、請求人の主張は採用できない。

エ したがって、本件については、受給期間が経過しているため、基本手当の支給を受けることができないものと判断する。

(3) なお、請求人は、離職票の交付がなかった旨主張しているが、請求人は、平成〇年〇月〇日付けで解雇通告を受けたことを自認しており、受給期間内に解雇状態にあることを認識可能であったのであるから、本件結論を左右するものではない。

4 以上のおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、法第20条不該当処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。